

和歌山県報

発行 和 歌 山 県 和歌山市小松原通一丁目1番地 毎週火、金曜日発行 定価 (送料共) 1か月2,200円

次(*については県例規集登載事項)

〇 規則

- *3 和歌山県税規則の一部を改正する規則 (税務課)
- *4 和歌山県営自転車競走実施規則の一部を改正する規則 (商工観光労働総務課)

〇 告示

- 45 軽油引取税に係る特約業者の指定の取消し(税務課)
- 46 救急病院の認定

(医務課)

- 47 建築基準法による指定構造計算適合性判定を行う事 務所の所在地の変更 (建築住宅課)
- 48 平成19年和歌山県告示第641号 (建築基準法に基づく 特定工程及び特定工程後の指定)の一部改正

(")

〇 選挙管理委員会告示

6 平成21年和歌山県告示第85号(衆議院小選挙区選出議 員選挙における各候補者の選挙運動に関する収支報告書 の要旨)の訂正

〇 公告

平成22年度調理師試験の実施 (食品・生活衛生課) 平成22年度製菓衛生師試験の実施 (")

規 則

和歌山県規則第3号

和歌山県税規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成22年1月22日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県税規則の一部を改正する規則

和歌山県税規則(昭和25年和歌山県規則第56号)の一部 を次のように改正する。

第7条の5の2の次に次の4条を加える。

(自動車取得税又は自動車税の減免に係る身体障害者等 の範囲)

- 第7条の5の3 条例第55条第1項第1号及び第69条第1項第1号の身体障害者等のうち規則で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者をいう。
 - (1)身体障害者 身体障害者福祉法第15条第4項の規定に よる身体障害者手帳の交付を受けている者のうち、次 の表の左欄に掲げる障害の区分に応じ、それぞれ同表 の中欄又は右欄に定める身体障害者福祉法施行規則 (昭和25年厚生省令第15号)別表第5号に定める障害の 級別に該当する障害を有するもの

障害の区分		条例第55条第1項第1号イ及びウ並 びに第69条第1項第1号イ及びウに 該当する者の障害の級別
視覚障害	1 級から3級までの各級及び4級の 1	1級から3級までの各級及び4級の
聴覚障害	2級及び3級	2級及び3級
平衡機能障害	3 級	3 級
音声機能障害	3級(喉頭摘出による音声機能障害 がある場合に限る。)	

111111111111111111111111111111111111111	× 7 3 3	1 /94 1 - 24 1 (型:)
上肢不自由	1級及び2級	1級、2級の1及び2級の2
下肢不自由	1級から6級までの各級	1級から3級までの各級
体幹不自由	1 級から3級までの各級及び5級	1級から3級までの各級
乳幼児期以前の非進行性の 脳病変による運動機能障害 (上肢機能)	1級及び2級	1級及び2級(1上肢のみに運動機 能障害がある場合を除く。)
乳幼児期以前の非進行性の 脳病変による運動機能障害 (移動機能)	1級から6級までの各級	1級から3級までの各級
心臓機能障害	1級及び3級	1級及び3級
じん臓機能障害	1級及び3級	1級及び3級
呼吸器機能障害	1級及び3級	1級及び3級
ぼうこう又は直腸の機能障 害	1級及び3級	1級及び3級
小腸機能障害	1級及び3級	1級及び3級
ヒト免疫不全ウイルスによ る免疫機能障害	1級から3級までの各級	1級から3級までの各級
肝臓機能障害	1級から3級までの各級	1級から3級までの各級
		1

(2) 戦傷病者 戦傷病者特別援護法第4条第1項又は第2項 の規定による戦傷病者手帳の交付を受けている者のうち、 次の表の左欄に掲げる障害の区分に応じ、それぞれ同表 の中欄又は右欄に掲げる恩給法 (大正12年法律第48号)

別表第1号表の2に定める重度障害の程度又は同法別表 第1号表の3に定める障害の程度に該当する障害を有す るもの

障害の区分

度障害の程度又は障害の程度

条例第55条第1項第1号ア及び第69条例第55条第1項第1号イ及びウ並 条第1項第1号アに該当する者の重 びに第69条第1項第1号イ及びウに 該当する者の重度障害の程度又は障

		害の程度
視覚障害	特別項症から第4項症までの各項症	特別項症から第4項症までの各項症
聴覚障害	特別項症から第4項症までの各項症	特別項症から第4項症までの各項症
平衡機能障害	特別項症から第4項症までの各項症	特別項症から第4項症までの各項症
音声機能障害	特別項症から第2項症までの各項症 (喉頭摘出による音声機能障害があ る場合に限る。)	
上肢不自由	特別項症から第3項症までの各項症	特別項症から第3項症までの各項症
下肢不自由	特別項症から第6項症までの各項症 及び第1款症から第3款症までの各 款症	特別項症から第3項症までの各項症
体幹不自由	特別項症から第6項症までの各項症 及び第1款症から第3款症までの各 款症	特別項症から第4項症までの各項症
心臟機能障害	特別項症から第3項症までの各項症	特別項症から第3項症までの各項症
じん臓機能障害	特別項症から第3項症までの各項症	特別項症から第3項症までの各項症
呼吸器機能障害	特別項症から第3項症までの各項症	特別項症から第3項症までの各項症
ぼうこう又は直腸の機能障 害	特別項症から第3項症までの各項症	特別項症から第3項症までの各項症
小腸機能障害	特別項症から第3項症までの各項症	特別項症から第3項症までの各項症

- (3) 知的障害者 療育手帳の交付を受けている者のうち厚 生労働大臣の定める重度の障害を有するもの
- (4) 精神障害者 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第2項の規定による精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者のうち精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和25年政令第155号)第6条第3項に規定する1級の障害等級に該当するもの

(特別の仕様又は構造変更の範囲)

第7条の5の4 条例第55条第1項第2号及び第69条第1項第2 号の規則で定める特別の仕様は、特種用途自動車のうち 車いすを昇降させ、又は固定させる装置並びに浴槽及び その付帯設備を備えた仕様とし、条例第55条第1項第2号 及び第69条第1項第2号の規則で定める構造変更は、自動 車にこれらの装置等を装着し、又は設置することによっ て行う構造変更とする。

- 2 条例第55条第1項第3号の規則で定める特別の仕様は、車 いすを昇降させ、又は固定させる装置、浴槽及びその付帯 設備、昇降装置付き回転座席、スロープ板並びに車高調整 機能に係る装置を備えた仕様とし、同号の規則で定める構 造変更は、自動車にこれらの装置等を装着し、又は設置す ることによって行う構造変更とする。ただし、スロープ板 及び車高調整機能に係る装置については、超低床型バスに 装着されるものに限る。
- 3 条例第55条第1項第4号の規則で定める特別の仕様は、運 転装置、制御装置等が専ら身体障害者等が運転するための 特別の仕様とし、同号の規則で定める構造変更は、自動車 にこれらの装置等を装着することによって行う構造変更と する。

(自動車税の減免限度額)

- 第7条の5の5 条例第69条第1項の規則で定める額は、次の 各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額に相当す
- (1)普通徴収の方法によって徴収されるものにあっては納 第11条の8 条例第55条第2項及び第3項の減免申請書は、 期限、証紙徴収の方法によって徴収されるものにあって は県が発行する証紙をもってその税金を払い込むことと されている日の翌日から起算して1月を経過する日まで に申請があったとき 総排気量が1.5リットルを超え2.0 リットル以下の自家用の乗用車(三輪の小型自動車に属しめる。 するものを除く。) に課すべき自動車税の額(法第150 条及び附則第14項の11の規定の適用を受けるものにあっ ては、当該額)
- (2) 前号に規定する期日後に申請があったとき 当該自動 車に係る自動車税の額と前号に定める額のいずれか少な い額を申請があった日の属する月の翌月から月割りによ って計算して得た額

(自動車税の減免申請書の提出期限)

- 第7条の5の6 条例第69条第2項及び第3項の申請書は、次に 掲げる期日までに提出しなければならない。
- (1) 普通徴収の方法によって徴収されるものにあっては、 納期限の属する年度の2月末日
- (2) 証紙徴収の方法によって徴収されるものにあっては、 県が発行する証紙をもってその税金を払い込むこととさ れている日の翌日から起算して1月を経過する日又は当 該税金を払い込むこととされている日の属する年度の2 月末日のいずれか遅い日

第9条から第11条までを次のように改める。

第9条から第11条まで 削除

第11条の6の次に次の2条を加える。

(自動車取得税の減免限度額)

第11条の7 条例第55条第1項の規則で定める額は、次の各 号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額に相当する

額とする。

- (1) 条例第55条第1項第1号に掲げる自動車であって、身 体障害者等の運転又は利用に供するために第7条の5の4 第2項又は第3項に規定する特別の仕様又は構造変更が 加えられたもの(次号において「構造変更自動車 | と いう。)の取得 270万円に当該自動車に係る特別の仕 様又は構造変更に要した額を加算した額に当該自動車 に係る自動車取得税の税率を乗じて得た額
- (2) 条例第55条第1項第1号に掲げる自動車であって、構 造変更自動車以外の自動車の取得 270万円に当該自動 車に係る自動車取得税の税率を乗じて得た額
- (3) 条例第55条第1項第2号に掲げる自動車の取得 当該 自動車に係る自動車取得税の額
- (4)条例第55条第1項第3号又は第4号に掲げる自動車の取 得 当該自動車に係る特別の仕様又は構造変更に要し た額に当該自動車に係る自動車取得税の税率を乗じて 得た額

(自動車取得税の減免申請書の提出期限)

条例第49条第1項の規定により自動車取得税申告書を提 出することとされている目の翌日から起算して1月を経 過する日までに提出しなければならない。

別記第9号の5様式及び別記第9号の6様式を次のように改

		八(男 13	身体障害者等の自動車等に対						
	旧紀	事務所長	佬				年	月	日
	ケドイツし	事伤川政	休						
				住所					
				氏名					印
		hte	= = <i>を</i> かっ 五	(連絡先電話	番号)	
和歌	以山県税条	:1/711	5 5条第3項 6 9条第3項	の規定は	こより次	rのとおり申			
減免	色を受け。	-	年度	自動車	税	普通徴』 証紙徴』			円 円
うと	とする税額	頁	年度	自動車取行	导税	課税標達 税	準額 額		円 円
	登録番号	쿵				車台番号			
申請	車名及	()型式							
		住 所							
対	所有者	氏 名							
象		住所							
自	使用者	氏 名							
動	定置場		·	取得年	月日		•	種別	
車	用途及		为		I_				
					預金	種目	普 通	(総合)・	当座
	付先		銀行	本店	口座	番号			
口	座		金庫組合	支店 支所	口座名	義人(カナ)			
備	<u>'</u>								
考	+.VT	기가나	+)- <i>K</i> z +m	(11) ±	n4/.=== =	<i>t</i> → 1			
於付			車に係る売買 :様により製造				・を証する	書類及び	当該変更等に
			証する書類		~π /λη/	C 3407C C	_ C HILL / W		
	3		車の使用目的な						= /ロ『公=マ をか)
	,	人取得の場	車を利用する身 合。個人が事業	業の用に供っ			る音類(任	氏宗、 ()	求保陝証等)
幸	5	車検証の	写し(登録済の	り場合のみ)					
		れている	固人が事業の用 身体障害者手帳						
		· -	寸金が発生した	場合に使用	します。	あなた名義	こう 日座を	記入して	ください。

		آ	身体隨	害者	等に係る	自動	車税・自動	助車取	得税	减免	請書				
	県	税事務	所長	様	,	.	= r					年	月		日
						£	所 名 (連絡先電話	活					(F))		
和歌山県	税条例	第5 5 <i>9</i> 第6 9 <i>9</i>		(/ :	規定により次	のとお	り申請します	r.							
減免を	受けよう				年度		自動」	車 税			普通	酸収	証	紙徴	収
とす	る税目				年度		自動車取	対得税							
ф	登録	番号							車台	潘号					
申請	所有	着	住	所					氏	名					
対 象	使 用] 者	住	所					氏	名					
多自動	定置	場							種類排気						
車	用途														
身 障害者等	住	所													
者 体等	氏	名		生年月日											
	住	所													
運	氏	名									職	業			
転	身体障 等との														
者	運転免	許証	第	第 号 交付年月日 有効年月日					種類						
1 3	運転免 の付帯			ПЛЛТЛІН				構造変更有・			有・無				
還付先				展行 本店 預金種目			普	通	(総合)・当	座				
口座			金 組	庫 合			対 ロ座番号 ロ座名義人(カナ					1			

- 1 身体障害者等と生計を一にする者又は身体障害者等のみで構成される世帯の身体障害者等を常時介護する者によって運転される場合は、福祉事務所、町村、振興局、戦傷病者の援護事務を処理する機関(県援護事務主管部課)又は保健所の長が発行する当該事実を証明する書類を添付してください。
- 2 この申請書を提出する際は、運転免許証及び身体障害者にあっては身体障害者手帳、戦傷病者にあっては戦傷病者手帳、知的障害者 にあっては療育手帳、精神障害者にあっては精神障害者保健福祉手帳を提示してください。
- 3 申請対象自動車について身体障害者等が利用するための構造変更がある場合、構造変更に要した費用及び変更内容が分かる書面等を添付してください。
- 4 還付先口座は、還付金が発生した場合に使用します。あなた名義の口座を記入してください。

附則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。 (経過措置)
- 2 改正後の和歌山県税規則(以下「新規則」という。)第 7条の5の3から第7条の5の6までの規定は、この規則の施行 1 名称 和歌山県立医科大学附属病院紀北分院 の日(以下「施行日」という。)以後に課すべき自動車税 2 所在地 伊都郡かつらぎ町妙寺219 について適用し、施行日前に課すべき自動車税については、 なお従前の例による。
- 3 新規則第7条の5の3、第7条の5の4、第11条の7及び第11 和歌山県告示第47号 条の8の規定は、施行日以後の自動車の取得に対して課す べき自動車取得税について適用し、施行目前の自動車の取 得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例 による。
- 4 この規則の施行の際、現にあるこの規則による改正前の 様式による用紙は、当分の間、これを修正して使用するこ とができる。

和歌山県規則第4号

和歌山県営自転車競走実施規則の一部を改正する規則を 次のように定める。

平成22年1月22日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県営自転車競走実施規則の一部を改正する規

和歌山県営自転車競走実施規則(昭和37年和歌山県規則 第72号)の一部を次のように改正する。

第63条第1項中「1,500円 | を「500円 | に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

和歌山県告示第45号

地方税法(昭和25年法律第226号)第144条の9第3項及び 和歌山県税条例(昭和25年和歌山県条例第37号)第58条の5 第2項の規定に基づき、次のとおり軽油引取税に係る特約業 者の指定を取り消した。

平成22年1月22日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 特約業者の氏名又は名称 株式会社川福石油店 代表取締役 川口壽一
- 2 主たる事務所又は事業所の所在地 和歌山県海南市下津町下津801番地の3
- 3 特約業者の指定取消しの年月日 平成21年11月30日

和歌山県告示第46号

救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1 条第1項に規定する救急病院として次の病院を認定したの で、同令第2条第1項の規定により告示する。

平成22年1月22日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 3 有効期限 平成25年1月6日

建築基準法(昭和25年法律第201号)第77条の35の5第2 項の規定により、指定構造計算適合性判定機関の業務を行 う事務所の所在地の変更の届出があったので、同法第77条 の35の5第3項の規定により公告する。

平成22年1月22日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定構造計算適合性判定機関の名称 財団法人日本建築総合試験所
- 2 変更前の指定構造計算適合性判定機関の業務を行う事 務所の所在地

大阪府大阪市中央区谷町2丁目3番12号

3 変更後の指定構造計算適合性判定機関の業務を行う事 務所の所在地

大阪府大阪市中央区内本町2丁目4番7号

4 変更年月日

平成22年2月15日

和歌山県告示第48号

平成19年和歌山県告示第641号(建築基準法に基づく特 定工程及び特定工程後の指定)の一部を次のように改正し、 平成22年4月1日から実施する。

平成22年1月22日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

第2項中「平成19年6月20日から平成22年3月31日まで | を「平成22年4月1日から平成25年3月31日まで」に改める。

選挙管理委員会告示

和歌山県選挙管理委員会告示第6号

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第189条第1項の規 定による平成21年8月30日執行の衆議院小選挙区選出議員 選挙における各候補者の選挙運動費用に関する収入及び支 出の報告書について、訂正の届出があったので、同法第192 条第1項の規定に基づき、平成21年和歌山県選挙管理委員 会告示第85号(衆議院小選挙区選出議員選挙における各候 補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨)を次のとおり 訂正し、公表する。

平成22年1月22日

和歌山県選挙管理委員会委員長 諸 木 良 介 平成21年和歌山県選挙管理委員会告示第85号における収支 報告書の要旨のうち、和歌山県第1区候補者谷本龍哉の第1回 報告分の収入の欄中「自由民主党本部 政党 10,000,000 円」を削り、「自由民主党和歌山県第一選挙区支部 政党 支部 3,000,000円」を「自由民主党和歌山県第一選挙区支 6 得点の開示 部 政党支部 13,000,000円 | に訂正する。

公 告

調理師法(昭和33年法律第147号)第3条の2第1項の規定 により、平成22年度調理師試験を次のとおり実施する。

平成22年1月22日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 試験実施日時及び場所
- (1) 日時 平成22年6月2日(水)午後1時から午後3時30分 まで
- (2)場所

試 験 場	住 所
県民交流プラザ和歌山ビッグ愛	和歌山市手平2丁目1-2
橋本商工会館	橋本市市脇1丁目3-18
和歌山県立情報交流センターBig-U	田辺市新庄町3353-9
那智勝浦町体育文化会館	東牟婁郡那智勝浦町天 満441-8

2 試験科目

食文化概論、衛生法規、公衆衛生学、栄養学、食品学、 食品衛生学及び調理理論

- 3 受験願書の提出期間及び提出先
- (1) 提出期間

平成22年4月12日(月)から同月19日(月)まで(土 曜日及び日曜日を除く。)の午前10時から午後5時まで

(2)提出先

品・生活衛生課に、県内居住者にあっては居住地を管轄 する保健所 (新宮保健所串本支所を含む。) に持参する こと。

4 試験手数料

6,100円(和歌山県証紙を受験願書の所定の欄にはり付 けること。)

- 5 合格発表
- (1) 発表目時

平成22年6月28日(月)午前10時から

(2) 発表方法

ア 和歌山県庁北別館掲示板及び各保健所(新宮保健所 2 試験科目 串本支所を含む。) に合格者の受験番号を掲示する。

- ____ イ 和歌山県ホ−ムペ−ジ(http://www.pref.wakayama. lg.jp/) に合格者の受験番号を掲載する。
- ウ 合格者に合格証書を郵送する。
- (3) その他

電話による問い合わせには応じない。

個人の科目別得点及び総合得点を次のとおり本人に限 り開示する。

(1)期間

平成22年6月28日(月)から同年7月28日(水)まで (土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23 年法律第178号)に規定する休日を除く。)の午前10時 から午後5時まで

(2)場所

和歌山県環境生活部県民局食品・生活衛生課及び各 保健所(新宮保健所串本支所を含む。)

(3) 持参品

次に掲げるものを持参すること。

ア 受験票又は合格証書

イ 運転免許証等本人であることを証明する書類

- 7 その他
- (1) 受験願書を受理した後は、受験票を郵送する。
- (2) 受験手続等について不明の点は、和歌山県環境生活 部県民局食品·生活衛生課(電話番号073-441-2622又 は2636) 又は最寄りの保健所(新宮保健所串本支所を 含む。) に問い合わせること。

製菓衛生師法(昭和41年法律第115号)第4条第1項の規 定により、平成22年度製菓衛生師試験を次のとおり実施す

平成22年1月22日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 試験実施日時及び場所
- 県外居住者にあっては和歌山県環境生活部県民局食 (1)日時 平成22年6月2日(水)午後1時から午後3時30 分まで

(2)場所

試 験 場	住 所
県民交流プラザ和歌山ビッグ愛	和歌山市手平2丁目1-2
橋本商工会館	橋本市市脇1丁目3-18
和歌山県立情報交流センターBig-U	田辺市新庄町3353-9
那智勝浦町体育文化会館	東牟婁郡那智勝浦町天 満441-8

衛生法規、公衆衛生学、食品学、食品衛生学、栄養学、

製菓理論及び製菓実技

- 3 受験願書の受付期間及び提出先
- (1) 受付期間

平成22年4月12日(月)から同月19日(月)まで(土 曜日及び日曜日を除く。)の午前10時から午後5時まで

(2) 提出先

和歌山市居住者又は県外居住者にあっては和歌山県環境生活部県民局食品・生活衛生課に、その他の地域に居住する者にあっては居住地を管轄する県立保健所(新宮保健所串本支所を含む。)に持参すること。

なお、県外居住者が郵送により提出する場合は、平成 22年4月19日(月)までの消印のあるものに限り受け付ける。

4 試験手数料

9,400円 (和歌山県証紙を受験願書の所定の欄にはり付けること。)

- 5 合格発表
- (1) 発表日時

平成22年6月28日(月)午前10時から

(2) 発表方法

ア 和歌山県庁北別館掲示板及び各県立保健所(新宮保健所串本支所を含む。)に合格者の受験番号を掲示する。

イ 和歌山県ホームページ (http://www.pref.wakayama. lg.jp/) に合格者の受験番号を掲載する。

ウ 合格者に合格証書を郵送する。

(3) その他

電話による問い合わせには応じない。

6 得点の開示

個人の科目別得点及び総合得点を次のとおり本人に限り 開示する。

(1)期間

平成22年6月28日(月)から同年7月28日(水)まで (土曜日、日曜日及び国民の休日に関する法律(昭和23 年法律第178号)に規定する休日を除く。)の午前10時 から午後5時まで

(2)場所

和歌山県環境生活部県民局食品・生活衛生課及び各県 立保健所 (新宮保健所串本支所を含む。)

(3) 持参品

次に掲げるものを持参すること。

ア 受験票又は合格証書

イ 運転免許証等本人であることを証明する書類

- 7 その他
- (1) 受験願書を受理した後は、受験票を郵送する。
- (2) 受験手続等について不明の点は、和歌山県環境生活部 県民局食品・生活衛生課(電話番号073-441-2622又は26

30)又は最寄りの県立保健所(新宮保健所串本支所を含む。)に問い合わせること。